

補助対象経費の説明

補助対象となる経費は、千葉県中小企業復旧支援補助金交付要綱第3条に規定した補助事業者が行う、経営の建て直しと事業の再建・再構築に不可欠な次に掲げる経費であり、これ以外の経費は本事業の補助対象外となります。

また、補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計額となります。

経費内容
①施設費 ②機械装置等費 ③車両費 ④設備処分費 ⑤外注費

1 各費目の説明

①施設費

事業者が事業に使用していた建物、建物附属設備の修繕又は建替に係る経費

【対象となる経費例】

- 事務所、生産施設、製造施設、加工施設、検査施設、販売施設、サービス提供施設等で、従業員（個人事業主にあつては個人事業主）が継続的に事業を行う施設

【建替が認められる場合】

- 市町村が発行するり災証明が「全壊」または「大規模半壊」の場合
 - ※新たに建替を行う施設が被災対象物と同等程度の機能・性能であることを証明する、メーカー等が発行した書類が必要です。
 - ※面積の増加や構造変更を伴う建替を行う場合、増加や変更に伴う増額分は対象経費とはなりません。補助額は、被災対象物と同程度の機能・性能である建替にかかる経費に補助率を乗じた額が上限となります。
実際の工事とは別に面積の増加や構造変更を行わない工事の見積書の提出が必要です。
- 市町村が発行する被災届出証明等で、被害状況調査に基づく判定が記載されていない場合
 - ※修繕が可能な場合は原則修繕となりますが、修繕が不能であることを証明するメーカー等が発行した書類を提出し、県が適当と認める場合に建替が可能です。

※面積の増減や構造変更にかかわらず、補助対象経費は被災前に所有していた施設の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額を上限とします。このため実際の工事とは別に原状回復工事の見積書の提出が必要です。

【注意事項】

- 復旧の対象となる台風の被害を受けた施設と同一の数量、目的及び用途であることとします。
- やむをえない理由による移転建替の場合は、被災を受けた不動産は売却するなど事業用として使用しないこととし、移転地域は一定の範囲内とします。

【対象とならない経費例】

- 従業員等の福利厚生为目的で使用する施設(安全衛生管理上必要な施設は除く)
- 土地の上に築造された、建物に附属せずに機能する工作物(道路、塀、門扉、ソーラーパネル、緑化施設、法面)

②機械装置等費

被災前から専用で使用していた機械、器具、備品等の修繕又は購入に係る経費

【対象となる経費例】

- 看板(移動できるものを除く)、事業の用に供する機械及び装置(車両及び運搬具については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」の別表第一「特殊自動車」に該当するもの及び別表第二に掲げる減価償却資産に含まれるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械は対象)、船舶のうちしゅんせつ船、砂利採取船

【対象とならない経費例】

- 文房具等の事務用品等の消耗品代、汎用機器(例:パソコン・タブレットPC)、周辺機器、一般事務用ソフトウェア(更新料を含む)、(ある機械装置等を商品として販売・賃貸する補助事業者が行う)当該機械装置等の購入・仕入れ(デモ品・見本品とする場合でも不可)、単なる取替え更新の機械装置等、古い機械装置等の撤去・廃棄費用(設備処分費に該当するものを除く)、動物、植物

【注意事項】

- 購入する場合は、新品又は中古品を問わず、復旧の対象となる台風の被害を受けた施設と同一の数量、目的及び用途であることとします。

③車両費

被災前から使用していた、道路運送法、貨物自動車運送事業法又は貨物利用運送事業法に基づき許可等を受けた、事業の遂行に必要な事業用自動車の修繕又は購入に必要な経費

【対象となる経費例】

- 補助事業で取り組む特定の業務にのみ使用する自動車

【購入が認められる場合】

- 初度登録年月から令和元年10月31日までで経過年数が5年未満の自動車で、修繕が不能であることを証明する書類及び新たに購入する車両が被災対象物と同程度の機能・性能であることを証明する書類（いずれもメーカー等が証明したもの）を提出し、県が適当と認める場合に購入が可能です。
- 補助額は、被災した車両の減価償却を考慮して上限額を定めています。
※償却期間は車種に関わらず5年で償却額を計算し、残存額に補助率を乗じた額が上限額となります。（計算式は第4号様式をご確認ください）。

【対象とならない経費例】

- なくても事業に支障をきたさないオプション、付属品、自賠責保険、自動車税、車検、登録手数料、タイヤ交換代、オイル・ガソリン代、諸手続き費用

※車両を購入する場合には、申請の際、（第4号様式）「車両購入の理由書」に、当該車両の具体的な使用内容、および、購入を予定している車のメーカー名および車種等を記載するとともに、当該車両の見積書あるいはカタログ等を添付してください。採択を受けた後、購入する車種を変更しようとする場合は、必ず事前に補助金事務局にご相談ください。事前相談なく見積書等と異なる車を購入した場合には、補助対象外となります。

※中古車を購入する場合には、実績報告の際に、価格の妥当性を証明できる書類として、車種・年式・走行距離等の仕様が同等の中古車の複数見積もりが必要となります。見積もりおよび購入は、中古車販売店等で行ってください。個人からの購入は対象外となります。

※新車購入の場合は単価100万円（税込）超の場合のみ複数見積りが必要ですが、中古車購入の場合は、購入金額に関わらず、全て複数見積りが必要です。

※中古車購入の場合は、交付申請書の提出時に、これら複数の見積書を必ず添付してください。（理由書の提出による随意契約での購入は、中古車の場合は、補助対象経費として認められません）

※車両の名義は、交付決定を受けた方の名義で登録してください。

※交付決定日（ただし、特例として、2019年9月9日まで遡及可）以降に発注し、補助事業実施期限（原則2020年10月31日）までに支払いと事業の遂行が完了したもののみが補助金の対象となります。車を購入しても、ローン等を

組んだ場合、補助事業実施期限（最長で2020年10月31日）までに全額の支払いが完了しない場合には、補助金の対象にできません。

④設備処分費

施設及び設備の復旧又は整備に要する撤去、整地、排土費として支払われる経費

【対象となる経費例】

- 被災し修繕不能となった設備・機器等の入れ替えに伴う解体・処分費用
- 建替を行う場合の「被災施設の解体・撤去費」「整地費」
- 土砂を撤去した場所において施設を復旧する場合の排土費

【対象とならない経費例】

- 商品在庫の廃棄・処分費用、消耗品の処分費用、自己所有物の処分費用
- ※撤去・廃棄のみの申請は補助金の対象にできません。

⑤外注費

事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（店舗の内装等、自ら実行することが困難な業務に限る。）

※外注内容、金額等が明記された契約書等を締結し、発注する側である補助事業者に成果物等が帰属する必要があります。

【対象とならない経費例】

- 賃借している建物の内装費